徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月16日

徳　島　県　知　事　　後　藤　田　　正　　純

徳島県条例第35号

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和44年徳島県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第２条の４第２項に次のただし書を加える。

ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第２条の４中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　知事は、特別の理由があると認めるときは、入校料の全部又は一部を免除することができる。

第２条の５第３項ただし書中「授業料の」を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。